

## トピックス

## 雇用保険の雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

改正 施行済

令和2年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。  
これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

## 【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



## &lt;高年齢雇用継続給付の支給限度額&gt;

令和2年7月31日まで：363,344円 → 令和2年8月1日から：**365,114円**

（補足）その他、下記の\_\_\_\_\_の金額も変更

## 確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下  
……支給対象月の賃金×15%
- 支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下  
……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額（**365,114円**）以上であるときは、その支給対象月には支給されない。

また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、**2,059円**を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、**479,100円**を上限とし、**77,220円**を下限とする。

★なお、同月から雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。

## 台風や秋雨前線の影響に要注意！ 早めに防災対策を講じておきましょう！

## ◆企業が備蓄すべき物資

企業における防災対策の1つの目安として、東京都では、災害時に従業員が施設に留まることができるよう、雇用の形態を問わず事業所内で勤務する全従業員について、3日分の水、食料、その他の必要物資（ヘルメット、毛布、ビニールシート、簡易トイレ、衛生用品、医療薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の備蓄を行うことが努力義務とされています。

都条例によると、水は1人当たり1日3リットル（計9リットル）、食料（アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等）は1人当たり1日3食（計9食）分を用意する必要がありますから、これを保管しておくスペースを確保しておく必要もあります。その際、備蓄品が障害物となるなど消防法等に違反することのないよう、注意しなければなりません。

また、企業が所在する場所によっては、たとえば浸水などにより必要な時に使うことができなかつたということのないよう、備蓄品の保管場所の分散も検討しましょう。

## ◆新型コロナウイルス対策のための「+α」

加えて今年、特に新型コロナウイルス対策への準備も必要です。十分な量のマスクやアルコール消毒液、体温計を、備蓄品にセットしておきたいものです。すでに備えをしているという企業でも、見落としがちなポイントですから、改めて自社の備蓄品を確認してみてください。

## お仕事

## カレンダー9月



9/1

- 改正労災法施行（複数就業者（副業）への保険給付額決定方法の変更）
- 厚生年金保険における標準報酬月額の上限改定

9/10

- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/30

- 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告と納税・2021年1月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

## 男性の育児休業取得率は7.48% 過去最高も小幅の上昇

厚生労働省から、「令和元年度雇用均等基本調査（確報）」が公表されました（令和2年7月31日公表）。令和元年度の調査では、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性割合や育児休業制度や介護休業制度の利用状況などについて調査が行われました。以下では、育児休業取得者の割合をピックアップしてみます。

## 令和元年度雇用均等基本調査／育児休業取得者の割合について

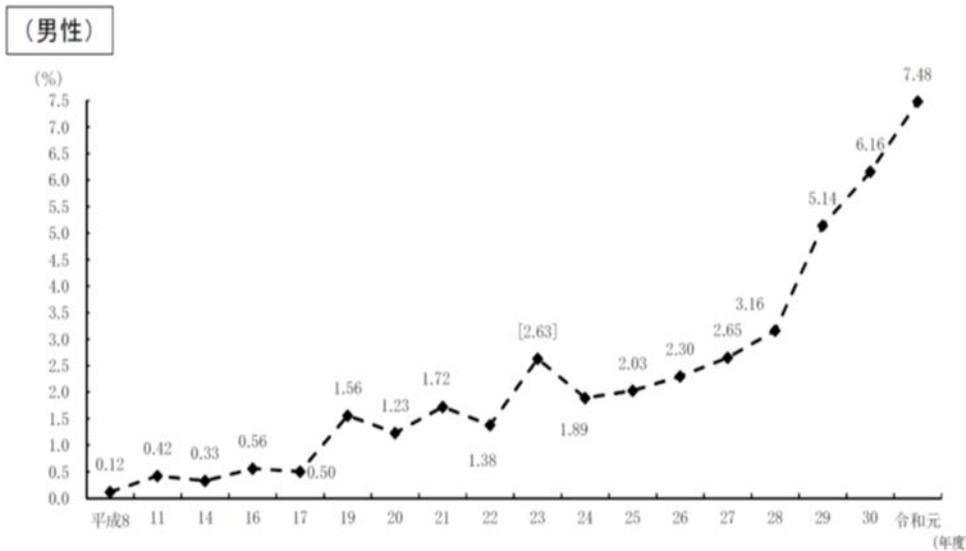
## ●育児休業取得者の割合〔育児休業取得率〕

- ・女性：83.0%（平成30年度82.2%）
- ・男性：7.48%（平成30年度6.16%）

〈補足〉有効回答があった3,460事業所（常用労働者5人以上）の調査結果を集計。



## 図 男性の育児休業取得率の推移



☆ 男性の育児休業取得率について、政府は少子化社会対策大綱において「**2025年に30%**」という高い目標を掲げていますが、程遠い結果となっています。

この結果を受けて、加藤厚生労働大臣は、男性の育児休業について「いかに取りやすい環境を作っていくかは大事な課題。具体的な制度について、しっかりと検討を進めていきたい」と述べたということです。

新たな制度作りが本格化するかもしれません。

## ◆育児休業取得者の割合

本調査の中でも、育児休業制度の利用状況に関する調査結果について注目したいと思います（調査対象数6,209事業所（有効回答数3,460事業所、有効回答率55.7%））。平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性（男性の場合は配偶者が出産した男性）のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む）の割合は、女性が83.0%（平成30年度82.2%）、男性7.48%（平成30年度6.16%）となっています。

## ◆有期契約労働者の取得率

また、同期間内に出産した、制度の対象となる有期契約労働者の女性の育児休業取得率は77.5%で、前回調査（同69.6%）より7.9ポイント上昇していますが、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の男性の育児休業取得率は3.07%で、前回調査（同7.54%）より4.47ポイント低下しました。有期契約労働者の取得率については、男性の場合は前回調査より下がる結果となっており、女性と比べて伸びていないことがわかります。

## ◆男性の育休促進の取組み

男性の育児休業については、かねてより国も取得促進に向けて取り組んでいます。取得率は7年連続で増加しているものの、上昇率は小幅にとどまっており、政府が目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠い状況となっています。そのような状況も受け厚生労働省は、子どもの出生直後に着目した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めているとのことです。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっています。

コロナの影響で社会的にも働き方に対する意識の変化があらわれているなか、企業としても男性の育休取得については対応を検討していく必要がありそうです。

【厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r01.html>

七十二候の暦（こよみ）

9月7日～9月11日頃



## 草露白（くさのつゆしろし）

露は夏から秋への季節の変わり目など朝晩の気温が下がる日によく見られ、秋の季語にもなっています。

阿蘇は朝霧ゆうべは夜露よ～♪最近の猛暑の中では地表面が下がることなく熱帯夜が続きます。水分補給を忘れずに。



代表 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府1-13-5 2F

TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065

URL:<http://brainstar.jp>

## 厚生年金保険における標準報酬月額の上限の改定

改正 9月施行

令和2年9月から、厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限界級(31級・62万円)の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

### 【改定前】

| 月額等級 | 標準報酬月額   | 報酬月額       | 一般・坑内員・船員<br>(厚生年金基金加入員を除く) |              |
|------|----------|------------|-----------------------------|--------------|
|      |          |            | 金額                          | 被保険者負担分(折半額) |
|      |          |            | 18.300%                     | 9.150%       |
| 第31級 | 620,000円 | 605,000円以上 | 113,460円                    | 56,730円      |



### 【改定後】

| 月額等級 | 標準報酬月額   | 報酬月額                     | 一般・坑内員・船員<br>(厚生年金基金加入員を除く) |              |
|------|----------|--------------------------|-----------------------------|--------------|
|      |          |                          | 金額                          | 被保険者負担分(折半額) |
|      |          |                          | 18.300%                     | 9.150%       |
| 第31級 | 620,000円 | 605,000円以上<br>635,000円未満 | 113,460円                    | 56,730円      |
| 第32級 | 650,000円 | 635,000円以上               | 118,950円                    | 59,475円      |

### ●改定通知書の送付

日本年金機構では、厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に「標準報酬改定通知書」を送付することになっているということです。

したがって、新等級(新たな上限)に該当することになる被保険者の標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出等は不要です。



★新等級に該当することになる被保険者から問い合わせがあるかもしれませんので、上記の内容は確認しておきましょう。

なお、健康保険の標準報酬月額の上限界級(50級・139万円)に変更はありません。

## 8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

### ◆「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額(再集計値として公表されているもの)が用いられています。

### ◆具体的な変更内容

- 基本手当日額の最高額の引上げ  
基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。
 

|                 |        |   |               |
|-----------------|--------|---|---------------|
| (1) 60歳以上 65歳未満 | 7,150円 | → | 7,186円 (+36円) |
| (2) 45歳以上 60歳未満 | 8,330円 | → | 8,370円 (+40円) |
| (3) 30歳以上 45歳未満 | 7,570円 | → | 7,605円 (+35円) |
| (4) 30歳未満       | 6,815円 | → | 6,850円 (+35円) |
- 基本手当日額の最低額の引上げ  
2,000円 → 2,059円 (+59円)



※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等については、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更されていますが、これにより変更された最低額が、最低賃金日額(地域別最低賃金の全国加重平均額)に20を乗じて7で除して得た額を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています。

(雇用保険法第18条第3項)

令和2年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%を乗じて計算されています。

(計算式)

$$901円(令和2年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額) \times 20 \div 7 \times 0.8 = 2,059円$$

\*変更の詳細については厚生労働省のパンフレットをご確認ください。

【厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000654410.pdf>



## マイナンバーカードの健康保険証利用受付が始まりました

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようになります。

### ◆メリットは？

- ① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる  
(2021年分確定申告から)
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる



### ◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が12桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

### ◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード+数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されることになっているようですが、8月12日現在では「準備中」の表示になっています。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります！」】

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV\\_FgR2RAto](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91cjFNTxGqwFlK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto)

## 社会福祉施設、陸上貨物運送事業における労災防止について

### ◆社会福祉施設&陸上貨物運送事業の労災防止に向けた通達が発出

厚生労働省から、次の2つの通達が公表されました。

- ・社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について(令和2年7月28日基安発0728第1号)
- ・陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について(令和2年8月3日基安発0803第2号)

通達では、令和元年の社会福祉施設における休業4日以上死傷者数は10,045件(前年比5.2%増)と急増していることや、陸上貨物運送事業においては前年より2.8%減少したものの、平成29年度比で4.6%増加していることなどから、労働災害防止に向けて、重点的に取り組む必要があるとしています。

### ◆労働災害の特徴

社会福祉施設では、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」と「転倒」による死傷災害が多く、特に「動作の反動・無理な動作」は、社会福祉施設における死傷災害の約3割をしめ、他業種と比較しても災害件数が多い傾向にあります。

また、施設利用者の送迎時の交通事故も社会福祉施設での特有の事故です。

陸上貨物運送事業における労働災害については、荷役作業時における労働災害が全体の約7割を占めており、荷役作業時の労働災害では特に荷台からの転落が多く、うちトラック荷台等への昇降時に発生するものがその約4割を占めています。

### ◆労働災害防止対策で活用したいリーフレットや資料

通達では、社会福祉施設、陸上貨物運送事業の労災の特徴を踏まえ、次の資料等を利用し、関係者団体に対して積極的な周知・指導に取り組むようにとしています。

#### 【社会福祉施設】

- ・「職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル」

労働災害防止対策の有効なツールの1つとして「職場の危険の見える化」がありますが、本マニュアルでは例えば、介助の伴う「腰痛予防」や「転倒予防」の見える化の例として、福祉用具(機器・道具)を活用した腰痛予防や、施設利用者の送迎時の交通事故防止のための交通ヒヤリマップの作成など、イラスト入りでわかりやすく紹介されています。

その他、「職場における腰痛予防対策指針」や「エイジフレンドリー補助金」「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」なども紹介されています。

#### 【陸上貨物運送事業】

- ・「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために 荷台昇降設備・装備はありますか？」(リーフレット)
- トラック荷台への昇降時の労働災害を防ぐための最新の安全対策とともに、転落防止に役立つチェックポイントが紹介されています。また、「労働災害が増えています。荷物の積み降ろしを安全に」(リーフレット)では、荷役作業時の死亡災害にみる災害パターン別の原因と対策が紹介され、参考になります。

